

付加給付金制度と受取り方について

付加給付金に該当された場合は、受診月の約3か月後に「お知らせ」と「申請書」をご自宅あてに送付いたします。申請書に必要事項を記入し、組合へご申請ください。

【一部負担還元金・家族療養付加金・合算高額療養付加金】とは？

1ヶ月（1日から末日）に医療機関に支払った保険診療の自己負担額（差額ベッド代など自費診療分と食事療養費を除く金額）から、高額療養費と診療報酬明細書1件あたりにつき下記の表より算出した控除額を差し引いた金額が支給されます。ただし、支給額が1,000円未満の場合は支給されません。また支給額に1,000円未満の端数がある場合は、端数は切捨てて支給します。

年齢	標準報酬月額	付加給付金の控除額
70歳未満	83万円以上	140,000円＋（医療費－842,000円）×1%
	53万円～79万円	93,000円＋（医療費－558,000円）×1%
	28万円～50万円	50,000円＋（医療費－267,000円）×1%
	26万円以下	45,000円
	低所得者（住民税非課税）	40,000円
70～74歳	28万円以上	50,000円＋（医療費－267,000円）×1%
	26万円以下	45,000円
	低所得者（住民税非課税）	40,000円

【計算例 年齢（70歳未満）・標準報酬月額（28万円）の場合】

総医療費 700,000円 自己負担額（3割） 210,000円

（自己負担額）－（高額療養費）_{※1}－（付加給付金の控除額）＝付加給付金

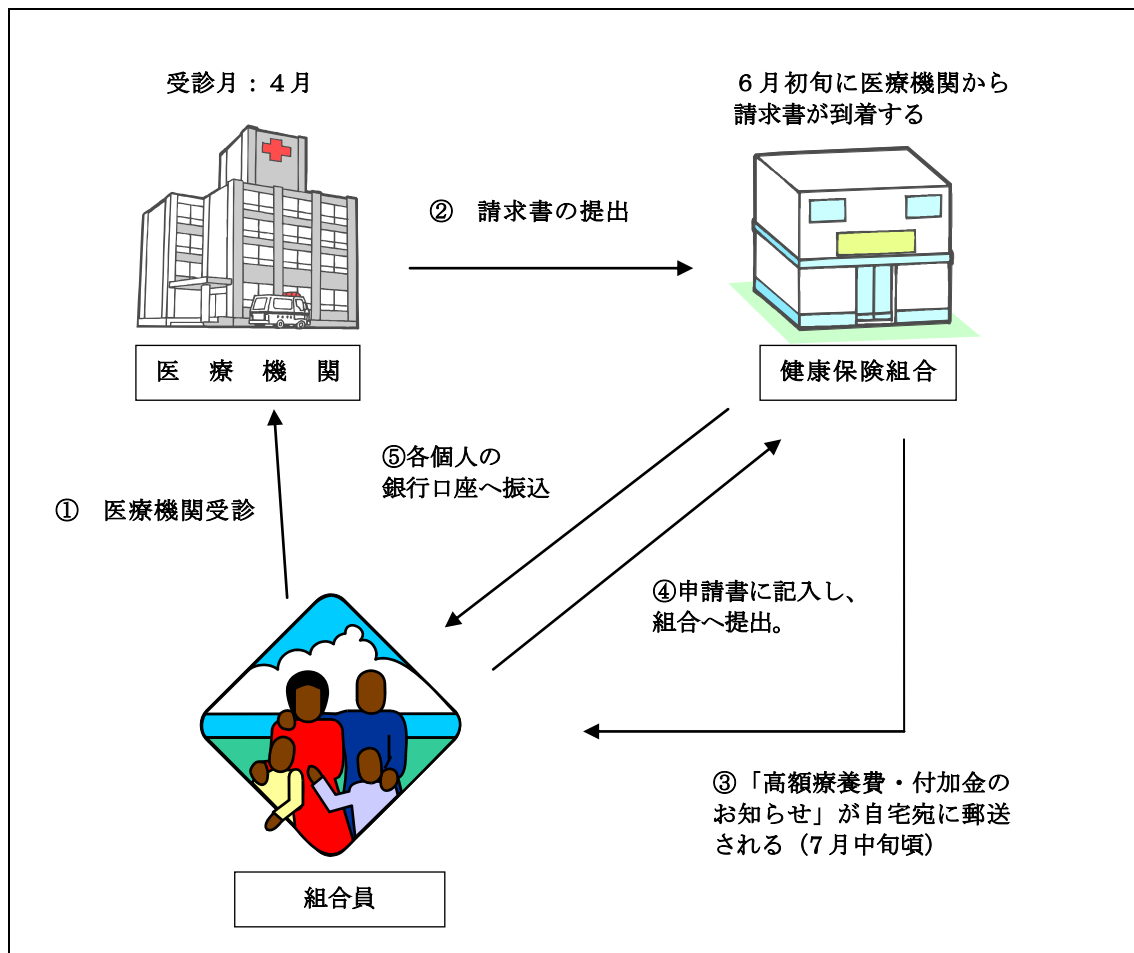
210,000円－125,570円－（50,000円＋（700,000円－267,000円）×1%）

＝30,100円（1,000円未満端数切り捨て）⇒支給額30,000円

※1）70歳未満・標準報酬月額28万円の高額療養費の算出方法

（自己負担額）－（80,100円＋（医療費－267,000円）×1%）＝（高額療養費）

210,000円－（80,100円＋（700,000円－267,000円）×1%）＝125,570円



医療機関からの請求書をもとに【一部負担還元金・家族療養付加金・合算高額療養付加金】を算出し、受診された約3か月後にご自宅へお知らせを発送しておりますが、医療機関からの請求書の提出が遅れますと高額療養費・付加給付金のお知らせも遅れますのでご了承ください。

市町村等の自治体から、乳幼児・ひとり親・障害者・妊産婦等での医療費助成を受けている場合は、組合と自治体のどちらか一方しか給付金は受け取れません。重複して支給を受けていることが判明した場合は、付加給付金を返還いただくことになります。

医療助成の受給者証をお持ちの方は、当組合審査課までご連絡ください。

※なお、ご不明な点がございましたら審査課までお問い合わせ下さい。

業務部 審査課 TEL03(3833)6142